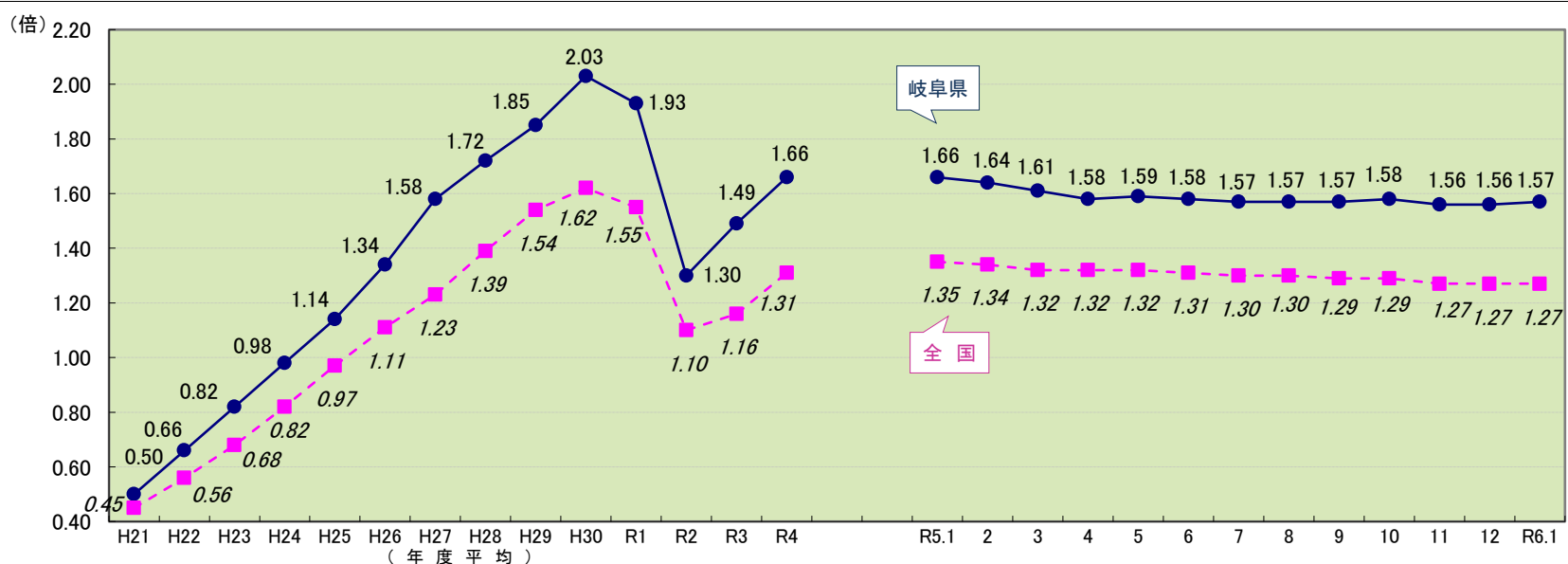


# 最近の雇用失業情勢(令和6年1月内容:ポイント版)

参考資料 1

岐阜労働局 職業安定部

- ① 完全失業率(岐阜県:2023年10~12月モデル推計値)は、1.5%(前期は1.8%、前年同期は1.4%)  
 全国の1月の完全失業率(季節調整値)は、2.4%(前月は2.5%、前年同月は2.5%)  
\* 過去最高は5.5%【平成21年7月】  
【資料出所:総務省統計局】
- ② 1月の岐阜局の有効求人倍率(季節調整値)は、前月より0.01ポイント上昇の1.57倍となった。  
\* 過去最低は0.45倍【平成21年6月~8月】、過去最高は5.66倍【昭和48年11月】  
【全国第4位(前月3位)】
- ③ 新規求人数(原数値)は17,781人(前年同月比4.7%減)で、前年同月比は5か月連続の減少。  
 産業別ではサービス業(前年同月差+249人)、卸売業、小売業(前年同月差+125人)などで増加。  
 公務・その他(前年同月差▲598人)、製造業(前年同月差▲396人)、教育、学習支援業(前年同月差▲166人)などで減少。  
\* 新規求人に占める正社員求人の割合は約43.3%
- ④ 新規求職者数(原数値)は6,185人(前年同月比1.1%減)となり、前年同月比は7か月ぶりの減少。  
 常用求職者(パートを含む)のうち事業主都合による離職者数は771人(前年同月比8.0%増)で、前年同月比は14か月連続の増加。  
\* 新規求職に占める正社員希望の割合は56.5%
- ⑤ 東海3県の企業短期経済観測調査結果(12月調査)の雇用人員判断(「過剰」-「不足」)は、製造業では前期より不足が増加(-16→-18)、  
 非製造業では前期より不足が増加(-37→-40)、全産業では前期より不足が増加(-26→-29)。  
【資料出所:日本銀行名古屋支店】
- ⑥ 1月の倒産件数は9件、前月比2件減、前年同月比3件増。  
 負債総額8億3100万円、前月比減少も前年同月比では大幅増加。  
 業種別では、「建設業」が3件、「卸売業」、「サービス業」が2件、「製造業」、「その他」が各1件で、「小売業」、「運輸・通信業」、「不動産業」の倒産はなかった。  
 主因別では、「販売不振」が8件、「その他」が1件であり、不況型倒産が主因の倒産が大半を占める状況が続いている。  
【資料出所:帝国データバンク岐阜支店】
- ⑦ 1月の雇用保険の受給資格決定件数(一般求職者給付)は1,473件(前年同月比3.5%減)で、前月より218件増加。(※速報値のため、修正となる場合があります。)  
 受給者実人員(基本手当基本分)は6,107人(前年同月比7.8%増)であった。  
\* 受給者実人員の過去最高は17,503人【平成21年5月】



**有効求人倍率の推移 (全国・岐阜県)**

岐阜	1.57 (4位)
愛知	1.29 (23位)
三重	1.25 (27位)
静岡	1.21 (30位)
東京・福井	1.74 (1位)
神奈川	0.89 (47位)

(注意)  
 年度別の有効求人倍率は月平均(原数値)、  
 月別の有効求人倍率は季節調整値。  
 令和5年12月以前の季節調整値は、令和  
 6年1月分公表時に新季節指数により改訂  
 されています。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。



## 令和 5 年度岐阜県地域職業訓練実施計画

令和 5 年 3 月

## 1 総説

## (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者に対し、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定及び労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、岐阜労働局、公共職業安定所及び地方公共団体等との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

## (2) 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

## (3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

地域における人材ニーズ、職業訓練の実施状況・分析結果、次年度の職業訓練の課題等岐阜県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率等の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、令和 4 年 12 月

現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。

令和4年の有効求人倍率(原数値)は、年平均1.64倍となり、令和3年の1.43倍から0.21ポイント上昇している。建設業、介護・福祉等一部業種では依然人手不足感がある。県内経済の持続的な成長のためには、引き続き「働き方改革」の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、人材育成の強化・人材確保対策の推進、地方創生の推進及び労働者が安全で健康的に働くことができる職場づくりなど、労働環境の整備及び生産性の向上を図るとともに、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

これらの課題に的確に対応するためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

### (1) デジタル人材の職業能力開発

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

特にデジタル分野においては、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むことが必要である。

### (2) 障害者の職業能力開発

ハローワークにおける精神障害者等の求職者数が増加を続けている中で、就職の実現に向けて、障害者の障害特性やニーズに応じた環境の整備が必要であるとともに、福祉から雇用への移行を促進するため、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力の開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

### (3) 職業訓練の実施状況

令和4年度の新規求職者(49,651人)のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和4年12月末現在で23,538人。

令和4年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・公共職業訓練(離職者訓練) | 737人(令和4年12月末現在) |
| ・求職者支援訓練       | 329人(令和4年12月末現在) |

- ・ 在職者訓練 1,155 人（令和 4 年 12 月末現在）
- ・ 学卒者訓練 197 人（令和 4 年 12 月末現在）

令和 4 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- |                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| ・ 公共職業訓練（離職者訓練） ※1 | 施設内訓練 | 90.4% |
|                    | 委託訓練  | 76.2% |
| ・ 求職者支援訓練 ※2       | 基礎コース | 49.5% |
|                    | 実践コース | 56.0% |

※1 定例業務統計報告調べ。令和 3 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの就職状況（1 か月未満の訓練コース及び橋渡し訓練は除く）。

※2 令和 3 年度中に終了した訓練コースの訓練終了後 3 か月までの雇用保険適用就職率。

### 3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

2 を踏まえた地域における計画期間内の公的職業訓練の実施方針（重点事項、留意事項等）

#### （1）関係機関との連携

- ・ 国（労働局）、岐阜県及び機構岐阜支部が一体的に公的職業訓練の策定を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国、県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。このため、令和 5 年度においても岐阜県地域職業能力開発促進協議会を開催し、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 岐阜県地域職業能力開発促進協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討や就職支援等の連携を図るため、岐阜労働局、岐阜県及び機構岐阜支部の訓練担当者等で構成するワーキング・グループを設置し、各関係機関がそれぞれの役割のもと、地域の産業界の訓練ニーズ等に対応した効果的な訓練の提供を図る。

#### （2）重点事項及び留意事項等

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野については、応募・受講しやすい募集訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で運用を見直す。
- ③ 求職者支援訓練のうち、基礎コースは社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定

する。

- ④委託訓練については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。
- ⑤職業訓練のデジタル分野への重点化を図る。

#### 4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### (1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 公共職業訓練の対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項

##### ① 施設内訓練

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校の短期課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
国際たくみアカデミー 職業能力開発校	設備システム科	10	1年
	住宅建築科	20	1年
	合計	30	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部（以下、「機構岐阜支部」という。）では、地域の訓練ニーズを的確に把握し、訓練内容の充実を図る。

企業実習を組み合わせたデュアルシステムやコミュニケーションスキルとパソコンスキルを付与し実践的な訓練に導く橋渡し訓練も導入する。

- ・就職率は85%を目指す。

施設名	訓練科	定員	期間
岐阜職業能力 開発促進センター	ものづくりオペレーション科	30	6か月
	ものづくりデザイン科	60	
	金属加工技術科	26	
	電気設備技術科	32	
	電気設備技術科（短期デュアル）	24	
	建築CADインテリア科	40	
	ものづくりオペレーション科（橋渡し）	6	1か月
	ものづくりデザイン科（橋渡し）	12	
	金属加工技術科（橋渡し）	4	
	電気設備技術科（橋渡し）	6	
	電気設備技術科（DS）（橋渡し）	6	
	建築CADインテリア科（橋渡し）	6	
合計	252		

## ② 委託訓練

- ・県では建設、製造、介護等人手不足が顕著な分野において、産業界のニーズと定員充足率の推移を踏まえたコース設定する。
- ・デジタル人材の育成のため、デジタル分野の資格（ITスキル標準（ITSS）レベル1以上、Webデザイン関係）の取得を目指すコースを拡大する。
- ・子育て中の女性の再就職を支援するため、託児付きコースを積極的に設置する。
- ・就職率は82.5%を目指す。

訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	うち前年度繰越	
			コース数	定員数
情報ビジネス（情報）	21	345	8	130
就職氷河期世代（情報）	2	40	1	20
総務・経理事務（事務）	11	220	4	80
医療事務（事務）	8	160	3	60
不動産ビジネス（サービス）	1	15	0	0
CAD（製造）	5	75	2	30
建設機械運転（建設）	3	45	1	15
介護員養成（介護）	5	75	2	30
モノづくり技能（製造）	1	15	0	0
産業人材育成（未定）	3	45	1	15
webプログラミング（情報）	11	180	4	65
新情報産業（情報）	6	115	2	40
I T活用（情報）	4	80	2	40
定住外国人（介護）	3	45	0	0
保育士養成科（サービス）	6	51	3	26
介護福祉士養成科（介護）	4	43	2	23
<b>合 計</b>	<b>94</b>	<b>1,549</b>	<b>35</b>	<b>574</b>

※前年度繰越は定員ベースとする。

## イ 求職者支援訓練

### ① 対象者数（定員）、目標（就職率）

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、470人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模790人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

## ② 職業訓練の内容等

- ・基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、岐阜県の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の40%程度

実践コース 訓練認定規模の60%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 20%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととする。
- ・新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

## ③ 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乘せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める。
- ・介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練（eラーニング含む）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。



令和5年度求職者支援訓練計画(案)

基礎コース地域割・実践コース全県枠

	計	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
		岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨	岐阜・中濃	西濃	東濃	飛騨
基礎コース	315	30	30	15	15	※ 30	15	15	15	30	15	15	15	30	15	15	15
実践コース	475	全県枠				全県枠				全県枠				全県枠			
		230				120				95				30			
介護系	100	60				20				20				0			
医療事務系	50	30				10				10				0			
デジタル系	110	60				30				20				0			
その他の成長分野など	215	80				60				45				30			
合計	790	320				195				170				105			

※ 第2四半期の岐阜・中濃地域の基礎コースは学卒未就職・フリーター・非正規等対象とする。

※ 同一月・同一コース・同一ハローワーク管内の訓練は1コースのみとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数(定員)、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・ 県では、国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールにおいて、地場産業や地域の企業等の人材ニーズを踏まえたコースを設定し、在職者に対する職業訓練を実施する。

施設名	コース	定員	訓練科
国際たくみアカデミー	33	416	
職業能力開発校	5	50	配管科、電気工事科
職業能力開発短期大学校	28	366	機械加工科、生産管理科、機械検査科他
木工芸術スクール	5	100	木工科
合計	38	516	

- ・ 機構岐阜支部では、在職者に対する職務の高度化・多様化に対応した職業能力開発を推進するため、能力開発セミナー(ものづくり分野)及び事業主が自ら実施する教育訓練に対する指導員の派遣・施設設備の開放等を実施することにより、高度で多様な人材育成の機会を提供し、在職者に対する積極的な支援を行う。

施設名	コース	定員	訓練科
岐阜職業能力開発促進センター	92	900	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理
東海職業能力開発大学校	123	1,295	設計/開発、加工/組立、工事/施工、検査、保全/管理、教育/安全
合計	215	2,195	

イ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即したオーダーメイド型セミナーも行うものとする。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、その他の事項

- ・県では、国際たくみアカデミー職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程において、基礎的な専門知識と実践的な技能を併せ持ち、現場の即戦力となる人材を育成する。また、国際たくみアカデミー職業能力短期大学の専門課程においては、モノづくりを中心とした現場のリーダーとなる人材を養成する。
- ・就職率は100%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
国際たくみ アカデミー	職業能力 開発校	自動車エンジニア科	20 (40)	2年
	職業能力開発 短期大学校	生産技術科	20 (40)	2年
		建築科	20 (40)	2年
木工芸術スクール		木工科	30 (30)	1年
計			90 (150)	

- ・東海職業能力開発大学校では、専門課程では即戦力となる高度な人材を養成する。また、応用課程においては、「ものづくり」における高度な技能・技術等を習得し、生産現場のリーダーを養成する。
- ・就職率は95%を目指す。

施設名		訓練科名	定員 (延定員)	期間
東海職業 能力開発 大学校	専門課程	生産機械技術科（生産技術科）	20 (40)	2年
		電気エネルギー制御科	20 (40)	
		電子情報技術科	30 (60)	
	応用課程	生産機械システム技術科	20 (40)	
		生産電気システム技術科	20 (40)	
		生産電子情報システム技術科	25 (50)	
計			135 (270)	

イ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。

学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等（訓練カリキュラム）の見直しを図るものとする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

- ア 対象者数（定員）、職業訓練の内容等、目標（就職率）、その他の事項
- ・県では、障がい者職業能力開発校の短期課程において、一般就労を目標とし、必要な技能習得に加え社会人として自立した職業生活を送るための能力を習得し、即戦力となる人材を育成する。
  - ・就職率は70%を目指す。

施設名	訓練科名	定員(延定員)	期間
岐阜県立障がい者職業能力開発校	基礎実務科	10	1年
	OA ビジネス科	10	1年
	Web デザイン科	10	1年
計		30	

- ・企業・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用して、障がい者の特性やニーズを踏まえた公共職業訓練（障がい者委託訓練）を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障がい者の就職を支援する。  
また、訓練を効果的に実施するため、委託先の開拓や訓練生の募集、訓練カリキュラムの作成、訓練の管理・フォローアップ、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを県労働雇用課及び木工芸術スクールに配置する。
- ・就職率は55%を目指す。

訓練コース	訓練期間	計画定員
知識・技能習得訓練コース	-	30
IT 技能習得訓練科	2.5 か月	25
PC・コミュニケーションスキル養成科	2 か月	5
実践能力習得訓練コース	3 か月以内	18
特別支援学校早期訓練コース	1 か月	3
合 計		51

イ 障がい者に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

訓練科については、障がい者の特性や実態、就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ設定する。定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、次年度に向けて内容や周知方法等の見直しを検討するほか、受講者に対し公共職業安定所等との連携強化の下、職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

さらに、障がい者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等（訓練受講者に対する就職支援等）

- ・ 訓練受講者の就職支援については、国（労働局・公共職業安定所）、岐阜県、機構岐阜支部及び各訓練実施機関との連携により、訓練受講中から訓練受講者の求職状況の把握、求人情報の提供、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、公共職業安定所窓口で職業相談等の支援を実施する。

また、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所が連携して就職に向けた必要な支援を継続実施する。

令和6年度当初予算案 540億円 (546億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	9/10		1/10

※令和5年度補正予算額 制度要求

## 1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

## 2 事業の概要

### ①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

(1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする【拡充】

(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)

(2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

### ②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

### ③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

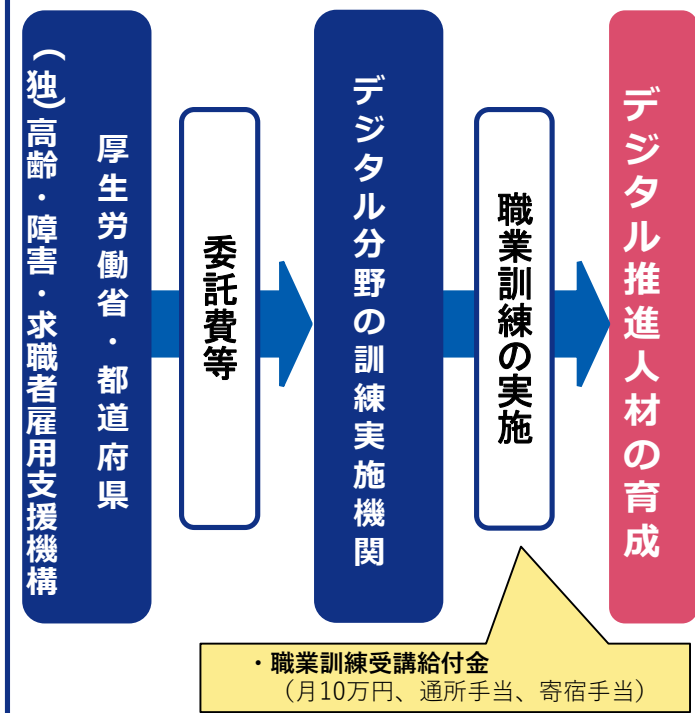
中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する【拡充】

### ④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

## 3 スキーム・実施主体等





# 教育訓練機関のみなさま

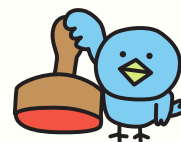


\*対象講座として指定を受ければ、講座の魅力はさらにアップ!\*

## 教育訓練給付制度



受講希望者の増加が期待できます。  
ぜひ、厚生労働省への  
講座指定申請をご検討ください。



大  
支  
リ

指定講座の修了者に、  
受講費用の最大70~20%が  
雇用保険から支給される制度です。



指定講座は、訓練機関にも受講生にもメリットがたくさん!



### メリット①

費用負担が  
軽減され  
受講しやすい  
講座に!

大型自動車免許の教習修了後、  
支払った受講料の40%も  
支給されるの??  
この金額なら  
受講できそう♡



### メリット②

指定講座は  
教育訓練給付指定講座  
検索サイトに掲載!  
全国の受講希望者に  
見つけて  
もらえます。

検索サイトでは、全国の  
オンライン講座から  
希望に合った  
プログラミング  
講座を探すと  
ことができました。



### メリット③

厚生労働大臣の  
指定講座として  
広告にも  
掲載可能!

資格取得率や  
就職率といった  
要件をクリアした  
講座が指定  
されているから、  
信頼できる講座って  
ことだね!



講座指定申請の受付は4月と10月の年2回です。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。(裏面参照)



# さまざまな分野で、15,000講座以上が 教育訓練給付の指定講座となっています。

## 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

### 輸送・機械運転関係

- ◇大型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇中型自動車第一種・第二種免許 ●●
- ◇大型特殊自動車免許 ●●
- ◇フォークリフト運転技能講習 ●●
- ◇けん引免許 ●● 他

### 情報関係

- ◇第四次産業革命スキル習得講座 ●
- ◇ITSSレベル2の資格取得を目指す講座 ●●
- ◇ITパスポート ●
- ◇Webクリエイター ●
- ◇CAD利用技術者 ● 他

### 専門的サービス関係

- ◇キャリアコンサルタント ●●●
- ◇社会保険労務士 ●●
- ◇ファイナンシャル・プランニング技能検定 ●●
- ◇税理士 ●●
- ◇中小企業診断士 ●● 他

### 事務関係

- ◇Microsoft Office Specialist ●
- ◇簿記検定(日商簿記) ●
- ◇実用英語技能検定(英検) ●
- ◇TOEIC、TOEFL iBT、IELTS ● 他

### 医療・社会福祉・保健衛生関係

- ◇介護福祉士 ●●●
- ◇社会福祉士 ●●●
- ◇保育士 ●●●
- ◇看護師・准看護師 ●●●
- ◇はり師 ●●●
- ◇美容師 ●●● 他

### 営業・販売関係

- ◇調理師 ●●●
- ◇宅地建物取引士 ●●●
- ◇インテリアコーディネーター ●
- ◇パーソナルカラーリスト検定 ●
- ◇国内旅行業務取扱管理者 ● 他

### 技術・製造関係

- ◇測量士補 ●●●
- ◇電気工事士 ●●●
- ◇自動車整備士 ●●●
- ◇建築士 ●●
- ◇技術士 ●●
- ◇製菓衛生師 ●● 他

### 大学・専門学校等の講座関係

- ◇職業実践専門課程 ●
- ◇職業実践力育成プログラム ●●
- ◇キャリア形成促進プログラム ●●
- ◇専門職学位 ●
- ◇修士・博士 ● 他

●●● 専門実践教育訓練給付 ●● 特定一般教育訓練給付 ● 一般教育訓練給付

## 教育訓練給付の講座指定を受けるまでの流れ



① 指定申請

指定基準を満たす講座を有する教育訓練施設

② 調査

厚生労働省委託申請窓口

③ 審査

厚生労働省

④ 教育訓練給付の対象講座として指定

## 対象となる講座は、そのレベルなどに応じて3種類

講座指定の手続きなど、詳細については以下のリーフレットをご覧ください。



### 専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%  
[年間上限 56万円]を受講者に支給

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159378.pdf>



### 特定一般教育訓練給付

受講費用の40%  
[上限 20万円]を受講者に支給

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159379.pdf>



### 一般教育訓練給付

受講費用の20%  
[上限 10万円]を受講者に支給

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159380.pdf>



教育訓練の受講希望者向け 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム  
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>





# 教育訓練給付制度のご案内

## 教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の <b>70%</b> [年間上限56万円] を受講者に支給	受講費用の <b>40%</b> [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の <b>20%</b> [上限10万円] を受講者に支給



指定対象の講座を、裏面で詳しく紹介していますので、ご覧ください。

## 講座指定を受ける手続き

### まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう

- 厚生労働省ホームページに、教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

教育訓練 講座指定 検索



### 申請書類を準備しましょう

- 申請様式（記入書類）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

### 申請書類の提出（提出先：中央職業能力開発協会）

- 申請受付は年2回、提出期間と指定日は以下のとおりです。  
4月上旬～5月上旬提出→10月1日指定、10月上旬～11月上旬提出→翌年4月1日指定

### 審査

- 申請された講座が指定基準を満たしているか、審査を行います。

### 指定

- 指定期間は、4月1日または10月1日から**3年間**です。
- 引き続き指定を希望される場合は、指定期間満了前に**再指定申請**が必要です。

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
<b>① 業務独占資格などの取得を目標とする講座</b>		
<p>▶ <b>業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座</b></p> <p>例：介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など</p>	<p>▶ <b>業務独占資格・名称独占資格・必置資格の取得を目標とする講座</b></p> <p>例：介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許、など</p>	<p>▶ <b>公的職業資格・民間職業資格などの取得を目標とする講座</b></p> <p>例：輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など</p>
<b>② デジタル関係の講座</b>		
<p>▶ <b>ITSSレベル3相当以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</b></p> <p>▶ <b>第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</b></p>	<p>▶ <b>ITSSレベル2相当以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</b></p>	<p>▶ <b>左記以外の情報通信資格の取得を目標とする講座</b></p>
<b>③ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程（①②に該当するものを除く）</b>		
<p>▶ <b>専門職大学院の課程</b></p> <p>▶ <b>専門職大学・専門職短期大学の課程</b> ※大学・短期大学の専門職学科の課程を含む</p> <p>▶ <b>職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</b></p>	<p>▶ <b>職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</b> ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	<p>▶ <b>修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</b></p>
<b>④ 専門学校の課程（①②に該当するものを除く）</b>		
<p>▶ <b>職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</b></p> <p>▶ <b>キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</b></p>	<p>▶ <b>キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</b> ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	

## お問い合わせ

- ▶ **講座指定の申請手続き**（申請書類の記入方法など）  
中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課（03-6758-2828／2825／2824）
- ▶ **講座指定の基準**  
厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（代表））
- ▶ **教育訓練給付金**（給付金の支給申請手続き、証明書類の記入方法など）  
最寄りのハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

## 厚生労働省ホームページ

- ▶ **教育訓練給付制度について**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)
- ▶ **教育訓練給付の講座指定について**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html)



## 概要

【対象事業】地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、

- ① 経営者等の意識改革・理解促進
- ② リスクリングの推進サポート等
- ③ 従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象（地方単独事業が対象であることから、運営費に国の交付金が交付されている職業能力開発校等が実施する事業を含め、国又は都道府県から補助金等が交付されている事業は対象外となります）

※ 事業の対象者を離職者等とする事業については、本地方財政措置の対象として想定していないこと

【事業期間】令和8年度まで

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

### 【対象事業例】

#### ① 経営者等の意識改革・理解促進

経営者向けセミナー開催、産学官のリスクリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進等

#### ② リスクリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成等

#### ③ 従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

## （参考）地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

### 【構成員】

① 都道府県労働局    ② 都道府県    ③ 公共職業能力開発施設を設置する市町村

④ 職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）

⑤ 労働者団体    ⑥ 事業主団体    ⑦ 職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）    ⑧ 学識経験者

⑨ その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

…… 主催



ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和5年5月17日から令和5年9月30日まで）

・件数 112件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。

※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	受講あっせん関係	訓練受講前のキャリアコンサルティングや面接を義務付けてほしい。	現在でも、基本的には全ての求職者に対して、現在有する技能、知識等と労働市場の状況を踏まえて、当該職業訓練を受けさせることが就職の実現に向けて必要かどうか確認した上で、受講あっせんを行っており、今後も適切な受講あっせんに努めます。
2	受講あっせん関係	応募者が少ないと採算が取れない。ハローワークでしっかり確保して欲しい。	引き続き、ハローワークにおける制度の一層の周知に努めます。また、都道府県の実施する委託訓練については、開講時期の柔軟化等、応募・受講しやすくする対応の検討を都道府県に依頼しております。
3	受講あっせん関係	ハローワークの相談員が勝手に無理だと決めつけて受講者希望者が申し込みまでたどり着けないことがある。	ハローワークでは、個々の求職者ごとに、現在有する技能、知識等と労働市場の状況を踏まえて、当該職業訓練を受けさせることが就職の実現に向けて必要かどうか確認した上で、受講あっせんしており、ご理解いただきたく存じます。
4	受講あっせん関係	訓練を修了出来ない者（健康状態が悪い、制度不理解、受講意欲の欠如等）をあっせんしないでほしい。	ハローワークでは、受講に必要な能力等がある方をあっせんすることとなっており、引き続き訓練あっせん前の制度説明や適切なあっせんに努めてまいります。訓練実施機関におかれても、訓練修了に向けた配慮をお願いします。
5	受講あっせん関係	以下の、訓練施設に初めて届く書類にメールアドレスの記載があれば、電話での聞き取りが不要で連絡がスムーズになるので助かる。 受講申し込み者→申込書 ハローワーク→受講申し込み者一覧の送付状	ご意見を踏まえ、今後の取扱いについて検討します。
6	受講あっせん関係	受講申込の状況を常時、訓練機関と共有すべきである。	求職者の中には、申込後に辞退をする者もいるため、一定期間の経過をもって訓練機関に共有しているところであり、ご理解いただきたく存じます。
7	受講あっせん関係	受講申込みの段階で、支援指示や受講指示が一覧で確認できるとありがたい。	受講申込みの段階では、あっせん形態が確定していないため、対応が困難である点、ご理解いただきたく存じます。
8	受講あっせん関係	初回の人を優先するような訓練受講の仕組みを設けてほしい。	個々の求職者ごとに、現在有する技能、知識等と労働市場の状況を踏まえて、当該職業訓練を受けさせることが就職の実現に向けて必要かどうか確認した上で、受講あっせんしており、初回という事情のみをもって優先させることは難しい点、ご理解いただきたく存じます。
9	受講あっせん関係	緊要度が高い人ほど受講意欲が低いように思われるため、ハローワークの受講あっせんの緊要度について基準が知りたい。	緊要度は、年齢、雇用保険の受給状況、過去の職業訓練受講実績その他の観点から総合的に判定を行っていますが、その具体的な基準は、当該内容が流布することによって本人申告の正確性に影響を与えるおそれがあるため、訓練実施機関を含め非公表としています。
10	受講あっせん関係	選考結果で合格後、開校日までに受講辞退の申し出を受講生よりハローワークが受けた場合には、ハローワークが訓練機関に通知すべきである。	受講辞退の意思は、本来的には受講申込者から訓練実施機関に連絡するべきものと認識しておりますが、必要に応じてハローワークから情報提供を行うことを検討してまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
11	受講あっせん関係	<p>求職者支援訓練に関して、2022年から雇用保険を受給している訓練生の受講証明書を訓練校が記入し、ハローワークに提出することになったが、その書類の作成が煩雑なので簡略化してほしい。具体的には以下のような点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手書きの書類を人数分用意することに毎月手間がかかっているため、簡略化してほしい。</li> </ul> <p>例えば、書類のカレンダーに、訓練が休みの日(日曜日や祝日)に二重線で記載することになっているが、1枚1枚手書きで記入するのに手間がかかる。訓練の実施日はあらかじめ計画表を申請してその通りに実施しているのだから、それを参照してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席か欠席かはたしかに本人以外は訓練校しかわからないことなので、それをハローワークに報告するのは理解できるが、やむを得ない理由なのかどうかやその証明にかかわることはハローワークの給付課で行ってほしい。</li> <li>・欠席の理由がやむを得ないものなのかどうかの証明などについて、事前に労働局から配布されているマニュアルに記載されていない書類の提出をハローワークから求められることなどがあるので、そういうことのないよう、分かりやすい手順にしてほしい。</li> </ul>	<p>1ポツ目については、計画表通りに訓練が実施（不実施）されているかどうかは訓練実施機関でしか把握されていないため、ハローワークで受講証明書の内容を記載することは困難である点、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>2ポツ目については、法令上、欠席にやむを得ない理由があるかどうかといった点を含めて訓練実施者の方に証明を求めていることから、ハローワークでやむを得ない理由の確認を行うことは困難である点、ご理解いただきたく存じます。</p> <p>3ポツ目については、マニュアルに記載されていない事例以外であっても、やむを得ない理由に該当する可能性があることから、必要書類を網羅的にマニュアルに記載することは困難である点、ご理解いただきたく存じます。</p>
12	受講あっせん関係	通所届の経路をチェックするツールを共有してほしい。	予算等の観点からすぐに対応することは困難ですが、必要に応じて管轄のハローワークで協力します。
13	受講あっせん関係	各ハローワークが発行する「公共職業訓練等受講届・通所届」について、古い様式をそのまま使用しているハローワークがあり、労働局より予めもらっている見本とは違っているため、記入箇所の確認をしなければならない。	ハローワークに対して、最新の様式を使うように、徹底します。
14	受講あっせん関係	ハローワーク毎に、受講手続に関して受講生へ伝える内容が異なっている（例えば、労働局からは公共職業訓練等受講届・通所届は速やかに受講生へ返却するようと言われていたが、開講式終了後に書類を持参するよう受講生に伝えているハローワークもある）。	ハローワークに対して、業務取扱要領等の各種規定についての周知を徹底します。
15	受講あっせん関係	受講者の中には、ハローワークに相談の上許可をもらっているといった主張の下、規則違反を繰り返す方もいるところ、事実確認のため、ハローワークへ情報提供を求めると、受講者とのやり取りについては回答できないといった主旨の回答される。特有の事情を抱えている方については、あらかじめ情報を共有してほしい。	受講者情報の取扱いについては、受講者本人の開示意思等も踏まえて、訓練実施機関に提供するかどうかを判断しており、本人の承諾なしで提供することは困難であるため、個別にハローワークにおいて訓練実施機関と調整します。
16	訓練共通	募集期間が短すぎるので十分なPRが出来ない。	求職者の利便性を高め、公的職業訓練の活用をより一層進める観点から、応募・受講しやすい訓練が実施されるよう、地域事情等を踏まえながら関係機関との間で調整していきます。
17	訓練共通	訓練期間や時間等についてもっと柔軟に設定できるようにしてほしい。	コース設定の内容については関係者等のご意見も聴取しながら検討します。なお、都道府県の実施する委託訓練については、開講時期の柔軟化等、応募・受講しやすくする対応の検討を都道府県に依頼しております。
18	訓練共通	4か月～6か月の訓練に関して、受講人数上限を20名から30名までにして欲しい。	受講人数上限（＝定員）については、地域事情等を踏まえ設定されているところですが、訓練実施機関のご意向を考慮した上で柔軟な設定を図っていきます。 委託訓練においては、地域の実情に応じて都道府県が定員を定めているところですが、30名の定員とすることも認めています。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
19	訓練共通	講師要件における5年程度の実務経験を緩和して欲しい。	就職につながる質の高い訓練を実施いただくために、一定水準以上の講師を要件としているものであり、ご理解いただきたく存じます。
20	訓練共通	就職支援にあたってキャリアコンサルタント等の有資格者の要件を緩和して欲しい。	訓練実施機関における質の高い就職支援を実施いただくために、キャリアコンサルタント等の有資格者による支援を必要としているものであり、ご理解いただきたく存じます。
21	訓練共通	団体総合補償制度費用保険は各自任意で自己負担してもらいたい。	職業訓練に係る災害が発生した場合の補償は、訓練実施機関が負担する経費であり、現行の要件を維持すること、ご理解いただきたく存じます。 委託訓練においては、各都道府県の裁量で要件としている場合があると考えられますので、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。
22	訓練共通	テキスト代の上限を2万円までにして欲しい。	求職者支援訓練については、受講者の負担を抑えるためテキスト代の上限を15,000円に設定しております。 委託訓練については国において特段の上限は設けていません。
23	訓練共通	欠席・遅刻・早退・欠課届の違いについて分かりにくいです。遅刻や早退の場合、欠席（時限）となり一般的な取扱いと違うと思います。	受講者の技能習得を担保するため、公的職業訓練の時限（コマ）においては、その時限の全ての時間に出席しない限り、欠席という扱いにしております。
24	訓練共通	必要な範囲を超えて執拗にクレームや苦情を繰り返すといった迷惑行為をし、訓練校に多大な迷惑をかける受講者の対応を検討してほしい。	引き続き、訓練実施機関と受講生の間で対話を行い、課題解決することをお願いしますが、法令違反にあたるような事案となれば、退校処分を下すことも可能です。 なお、委託訓練の場合、退校処分を行うのは都道府県の公共職業能力開発施設の長となるため、都道府県にもご相談をお願いします。
25	訓練共通	アンケートについて、受講生の意見を汲み取りより良いサービスを提供することを目的としていると思うが、中身は様々でそれをどう教室側にフィードバックしてもらうかを考えてほしい。	アンケートについては、受講生の声を把握する観点から実施しているものとなります。回答内容を踏まえ、必要に応じて運用改善に繋げていきます。
26	訓練共通	訓練修了後に就職活動を行っていく受講者に対して、就職率3か月以内の集計は難しいため、4か月以上であっても認めてほしい。	求職者の雇用の安定のため、早期の就職実現を図るべく、訓練修了後3か月以内の就職要件を設定していること、ご理解いただきたく存じます。
27	訓練共通	申請書類、訓練日誌等の項目や手法を簡素化して欲しい。	本年7月より事業者による電子メール申請を可能とする措置及び報告業務の一部効率化を行う措置を実施（求職者支援訓練）するとともに、都道府県の委託訓練については、都道府県に対し事業者の申請のオンライン化を要請しました。
28	訓練共通	ペーパーレス、電子化を促進してほしい。	令和5年7月より事業者による電子メール申請を可能とする措置（求職者支援訓練）や都道府県に事業者の申請のオンライン化を要請（委託訓練）し、現状の業務フローの中で電子化の取組を進めています。引き続き、業務の電子化、効率化に努めてまいります。
29	訓練共通	申請書や提出書類の規定で、毎回担当者により言うことが違うことが多く戸惑う。	ハローワークに対して、業務取扱要領等の各種規定についての周知を徹底します。
30	訓練共通	受講者が集まらず、開講中止や定員割れでの開講となった場合に、委託費等を補償してほしい。極めて少人数の開講を余儀なくされる場合についても、一定水準の訓練の質が担保出来るよう、認定された時点で一定額を支給するなど、何らか補助してほしい。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていること、ご理解いただきたく存じます。
31	訓練共通	訓練開始前の前払い制度を設けてほしい。	受講者の技能習得を確保するため、訓練実績を踏まえて委託費等を支払う仕組みとしていること、ご理解いただきたく存じます。
32	訓練共通	委託費等の単価を上げて欲しい。	現行の委託費等の上乗せ措置等に加え、DX推進スキル標準等に対応した訓練コースに係る委託費等の上乗せ措置に要する経費を予算案に計上しました。
33	訓練共通	出席率80%未満の受講者にも委託費等を支給して欲しい。	受講者の技能習得を確保するため、出席率8割以上について委託費等を支払う仕組みとしていること、ご理解いただきたく存じます。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
34	訓練共通	就職を理由とした中途退校者であれば、訓練終了日までの委託費等をお願いしたい。	訓練実施経費（基本奨励金）と就職支援経費（付加奨励金）は明確に区分しており、早期の就職を実現した者に係る成果経費は、就職支援経費等に含めて支払いをしていること、ご理解いただきたく存じます。
35	訓練共通	就職支援に要する経費である以上、就職率に関わらず1人でも就職をさせていけば就職支援をしているわけであるので、一定以上は支払うべきではないか。	就職支援経費等については、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としたものであるため、引き続き就職実績に応じて支払う仕組みとします。
36	訓練共通	委託費等の支払いに係る雇用期間4か月以上の就職要件や雇用保険適用就職率の要件を緩和してほしい。	一定水準以上の雇用期間を要件としていることや就職率に応じた委託費等の上乗せ措置は、質が高く就職につながる訓練の実施を目的としているものであり、ご理解いただきたく存じます。
37	訓練共通	抜き打ち訪問を止めて、訪問日時を事前に連絡してほしい。	公的職業訓練の適正な実施を確保するため必要な措置であること、ご理解いただきたく存じます。
38	訓練共通	労働局以外にも本省担当者と直接意見交換する場を設けて欲しい。	引き続き、各都道府県労働局の担当者を通じた報告や当HPの活用により、ご意見を聞かせていただきます。
39	公共職業訓練（委託訓練）	千葉県の離職者等再就職コース（長期高度人材育成コース）について、現在、美容師養成コースがありますが、理容師養成コースも対象にして頂きたくお願い申し上げます。	都道府県の裁量によって訓練コースの設定や委託先の選定が行われているため、ご要望は該当の県にお伝えします。
40	公共職業訓練（委託訓練）	保育士養成科については、選択科目が決められている。「保育実習Ⅱ」（保育所での実習）と「保育実習Ⅲ」（施設での実習）は、本来どちらかを選択することが可能であるが、訓練生については、全員同一と決められている。就職のための種別選択の一助ともなるので、自由選択が望ましいのではないかと。	都道府県の裁量によって委託先の選定は行われており、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
41	公共職業訓練（委託訓練）	託児施設の要件について、2km以内などの条件を撤廃してほしい。	都道府県が地域の実情に応じて設定している要件であり、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
42	公共職業訓練（委託訓練）	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得するも、委託訓練では加点評価など明確な評価がされていないため、プロポーザルで明確な有利な加点評価を付けて欲しい。	都道府県の裁量によって委託先の選定は行われており、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
43	公共職業訓練（委託訓練）	委託先機関選定にかかる提案書のプレゼンテーション会議について、事前資料の具体的質問がほとんどなので、事前にメール等ですませば、プレゼンテーションは不要ではないか。	都道府県の裁量によって委託先の選定は行われており、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
44	公共職業訓練（委託訓練）	岐阜県より定員に対する充足率など考慮されず、募集延長制度をなくされてしまった。	都道府県の裁量によって、募集延長の可否は決められており、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
45	公共職業訓練（委託訓練）	公共職業訓練は全て県立産業技術専門学院で実施され、適性検査の点数結果のみの判断で、就業意欲が高い人が不合格になっていたケースが散見されたため、選考会へ同席してほしい。	公共職業訓練に（委託訓練）の訓練生の選考は、最終的には都道府県の判断に委ねられているため、厚生労働省としての対応は困難であること、ご理解いただきたく存じます。ご要望は該当の県にお伝えします。
46	公共職業訓練（委託訓練）	選考基準について、定員に満たない場合も、一定の合格基準に満たない訓練生は不合格にできるようにしてほしい。	委託訓練については、選考の最終判断を行っているのは都道府県となりますが、選考水準に満たない者を都道府県の判断により不合格とすることは可能です。ご要望は該当の県にお伝えします。



番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
47	公共職業訓練（委託訓練）	訓練中に起こる様々な事象に対しての判断基準となる手引書を作成してほしい。	様々な事象に対して一律の判断基準を示すことは困難であることから、対応に苦慮する問題が発生した場合は都道府県にご相談ください。
48	公共職業訓練（委託訓練）	「委託料¥50,000/月」は、訓練生がその月に行われている訓練時間の80%以上を受講した場合のみ支払われる仕組みとなっているが、2月開講や3月開講のように年度末（3月31日）をまたぐ訓練コースの場合、「開講日から3月31日まで」と「4月1日から修了日まで」に分割して、それぞれの期間で80%以上の出席があった分しか受け取ることができない。このような、訓練コースにおいて、訓練生が訓練期間内に80%以上の出席時間数をクリアして修了した場合であっても、訓練校は前年度または後年度のいずれかで委託料を受け取ることができない月が発生する場合があります。年度内に開講日と修了日がある訓練コースよりも一層、満額受け取りが困難になっているため、改善してほしい。	現時点の対応は困難ですが、ご意見も踏まえ、支払い要件については検討します。
49	公共職業訓練（委託訓練）	委託訓練の就職支援経費の就職率の水準を、求職者支援訓練と同程度にしてほしい。	主に雇用保険受給者を対象とする委託訓練については、主に雇用保険を受給できない者を対象とする求職者支援訓練と異なり、多くの場合求職者に就労経験があることなどを踏まえ、就職率の基準も高く設定しているところであり、ご理解いただきたく存じます。
50	公共職業訓練（委託訓練）	就職支援経費の対象月数について、求職者支援訓練同様、最高3カ月分を撤廃して4カ月以上検討して頂きたい。	就職支援経費の対象月数を、最大6か月まで拡充するべく、予算案に計上しました。
51	求職者支援訓練	求職者支援訓練の認定基準における就職率の下限規定については、基金訓練時と同様に「その他就職率」を以て判断する事とし、雇用保険適用就職率については「選定時」及び「付加奨励金の支給要件」にのみ用いるよう改訂してほしい。	主に雇用保険を受給できない者を対象とする求職者支援訓練については、一定の保障を受けられる就職として、雇用保険が適用される就職を要件としているところであり、当該目的を達成できる訓練を認定していること、ご理解いただきたく存じます。
52	求職者支援訓練	新型コロナウイルスが蔓延していた時期について、訓練の終了近くに訓練生の中で感染が拡大し、後遺症などにも悩まされ就職活動に支障が出た訓練生も存在したところ。こうした事情に配慮し、雇用保険適用就職率が連続する3年の間、2コース以上実践コース35%未満となった場合、認定が一年間受けられなくなる要件を、新型コロナウイルスが「5類」に以降する前（2023年4月末）までの間、緩和してほしい。	求職者支援訓練の就職率は、過去の雇用保険適用就職率を踏まえ、訓練の質を一定水準担保するために設けていることから要件を緩和することは困難であること、ご理解いただきたく存じます。
53	求職者支援訓練	当法人が求職者支援訓練への申請を行った所、ポリテクセンター京都支部様から申請の留意事項に「トイレが男性用と女性用のトイレの入り口が別々にあり、それぞれのトイレの利用者が男性又は女性に限定されているものであること」と記載されていることから、申請を却下された。当法人は、2023年6月23日に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の第6条に従い、環境整備のため男女別を廃止して男女どちらでも使用出来る様にした。法律順守したのに却下されることに納得がいかない。	2023年6月23日付けで公布及び施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」については、内閣府のウェブサイトに掲載されているQ&Aによると「いわゆる理念法であり・・・、性別により区分された施設における従来の取扱いを変える旨の規定はありません」とされているところです。このため、現時点では現行の認定基準に基づき認定を行っています。
54	求職者支援訓練	機構審査について、求職者がキャリアコンサルティングで話した、細かく記した内容を確認したいというが、本人の許可もなく個人情報を見せるのはいかがかと思う。	就職支援に関して必要な範囲内で個人情報を提供することについては受講あっせん時に受講生から同意をとっているため、ご理解いただきたく存じます。
55	求職者支援訓練	認定（選定）で落ちた理由の説明をきちんとして欲しい。	機構による丁寧な説明に努めます。
56	求職者支援訓練	認定が下りるまでのスピードが遅い。奨励金の入金スピードが遅い。	適正な訓練であるかを判断する以上、審査には一定の時間を要するところであり、ご理解いただければと存じます。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
57	求職者支援訓練	様式C-3を廃止して、訓練校のホームページにて、訓練申込者が直接合否を確認できるようにしてほしい。	パソコン等を所持していない者も存在するため、特に雇用保険を受給できない者を対象とした求職者支援訓練では、個別の合否発表形式を採用していること、ご理解いただきたく存じます。
58	求職者支援訓練	認定様式13の1号「職業能力評価シート」における評価対象科目の評価結果については、全て修了要件に加えるべく、検討してほしい。	修了要件については、出席管理の対象となる訓練日数（eラーニングコースの場合、訓練時間）を8割以上受講していることに加え、認定様式第13の1号「様式3-3-3 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」における全ての評価対象科目を中間考査や修了考査等による客観的な評価基準に基づき評価を行い、習得した知識・技能等が修了に値するか否かについてご判断ください。
59	求職者支援訓練	訓練の目的として安定した職に就けるよう雇用保険付きの就職をしてもらうことを目指しているのに対してハローワークでは受講者が雇用保険付きではない職に就くことを容認していたので学校側としては困った。 3ヶ月後の就職状況を報告させる以上、ハローワークにも一連の責任を負わせる必要がある。	求職者支援訓練は、職業及び生活の安定に資することを目的としており、ハローワークにおいても、それを踏まえた就職支援に努めます。一方で、個々の求職者ごとに、現在有する技能、知識等と労働市場の状況等を踏まえて、就職支援を行っているところであり、場合によって雇用保険適用就職ではない就職になることもあり、その点をご理解いただければと存じます。
60	求職者支援訓練	就職状況報告書に関して受講生は就職が決まると就職状況報告書をハローワークと訓練校に提出することになっているが、受講生は同じものを2部作成する手間もかかり、学校での回収が難しい（特に未就職の方）。	求職者支援訓練の就職状況報告書は、不正受給防止等のために訓練実施機関とハローワークにそれぞれ提出いただく必要がありますが、ハローワークへの提出は訓練実施機関へご提出いただいたものの写しでも差し支えありません。
61	求職者支援訓練	求職者支援訓練の修了後3か月の就職状況報告を労働局へ提出したあと、就職者の雇用保険の適用状況を労働局で確認され就職率が確定するが、最終的な修了生ごとの就職状況と雇用保険適用状況等（修了生本人の申告では雇用保険付きだが実際には雇用保険が付いていない理由など）を可能な範囲で訓練実施機関へ知らせしてほしい。	個人情報の取り扱い等の観点から、対応困難であること、ご理解いただきたく存じます。
62	求職者支援訓練	JEEDと労働局とで二元管理していることを一元化すべきである。	職業訓練の認定業務については、職業訓練の質を確保するため、職業訓練の専門実施機関であるJEEDにおいて実施していること、ご理解いただきたく存じます。